

青森県報

第二千二百二十九号

平成十五年一月二十九日(水曜日)

平成十五年一月二十九日

青森県知事 木村守男

目次

告示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	……………	(団体経営課)	……………	一
保安林の指定予定	……………	(林政課)	……………	二
右 同	……………	(同)	……………	二
漁業の許可等の申請期間	……………	(水産振興課)	……………	三
公告	……………		……………	
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	……………	(農村整備課)	……………	三
出先機関	……………		……………	
土地改良区の役員の退任	……………	(三戸地方農林事務所)	……………	三
道路の位置の指定	……………	(むつ県土整備事務所)	……………	四
右 同	……………	(同)	……………	四

告示

青森県告示第五十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

二の表今別町東部第一区域の項を次のように改める。

今別町東部第一区域 今別町東部漁業協同組合の地区のうち、大字砂ヶ森の区域	1 十トン未満の漁船により行う漁業
---	-------------------

二の表今別町東部第二区域の項の次に次のように加える。

今別町東部第三区域 今別町東部漁業協同組合の地区のうち、大字奥平部の区域	1 底建網漁業
---	---------

二の表風合瀬区域の項を次のように改める。

風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	1 十トン未満の漁船により行う漁業であって、主として一本釣及び刺網漁業 2 底建網漁業 3 十トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
-----------------------	---

三の表今別町東部第一区域の項及び風合瀬区域の項を削除する。

青森県告示第五十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の一〇四（次の図に示す部分に限る。）（一四の三、

一四の四、四三の六、四三の七、三三の三五、三三の三六、一四の一〇五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林
水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

(一) 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡森田村大字床舞字藤山二四・二五二・二五三・二五四・二五八の二・

二六四の一・二六五の一・二六六の一・二六九・大字森田字月見野四八一の二三・
四八一の一八・四八七の三（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）（
大字床舞字藤山二三一、二五二、二五五、二五六の二、二六六の三、二六七の一
から二六七の四まで、二六七の六、二六八の一、二七〇、大字森田字月見野四八
一の二〇から四八一の三三まで、四八一の三九、四八一の四七から四八一の四九
まで、四八三の一、四八三の二、四八五の一、四八六の一、四八六の二、四八七
の五、五四五の三、五四五の四、五四六の一、五四七、五四九の一、五五〇の一、
五五一

(一) 保安林指定の目的

干害の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡森田村大字床舞字藤山二四・二五二・二五三・二五四・二五八の二・
二六四の一・二六五の一・二六六の一・二六九・大字森田字月見野四八一の二三・
四八一の一八・四八七の三（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）（
大字床舞字藤山二三一、二五二、二五五、二五六の二、二六六の三、二六七の一
から二六七の四まで、二六七の六、二六八の一、二七〇、大字森田字月見野四八
一の二〇から四八一の三三まで、四八一の三九、四八一の四七から四八一の四九
まで、四八三の一、四八三の二、四八五の一、四八六の一、四八六の二、四八七
の五、五四五の三、五四五の四、五四六の一、五四七、五四九の一、五五〇の一、
五五一

(一) 保安林指定の目的

公衆の保健

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び森田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十五号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十五年一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十五年三月七日から同月十七日まで

備考

一 漁業種類

手線第一種漁業

二 操業区域

下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道亀田郡恵山岬灯台中心点を結んだ直線の midpoint から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域

三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度
十隻

公 告

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、福地土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十五年一月三十日から同年二月二十七日まで

三 縦覧の場所

名川町役場
福地村役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年一月二十九日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事 亀田賢一		四三戸郡名川町大字上名久井字中町一七の	平成 一 四 ・ 六 ・ 一

むつ県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月二十九日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
むつ市横迎町一丁目二五 六の一、二五六の九、二 六一の一及び七〇六の一	八五・六五メートル	六・〇三メートル	平成 一 五 ・ 一 ・ 二 七

むつ県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月二十九日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
むつ市中央二丁目三〇九 の四及び三〇九の六	七三・二二メートル	六・一〇メートル	平成 一 五 ・ 一 ・ 二 七

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川一丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二十円一銭